

○消費者庁  
国土交通省 告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第二項の規定に基づき、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件（平成十二年建設省告示第千六百六十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月一日

消費者庁長官 伊藤 明子

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第二項の住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項は、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価 日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の(い)項に掲げる表示すべき事項のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>イ〜チ（略）</p> <p>リ 断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級</p> <p>二（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第二項の住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項は、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価 日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の(い)項に掲げる表示すべき事項のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>イ〜チ（略）</p> <p>リ 断熱等性能等級又は一次エネルギー消費量等級</p> <p>二（略）</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。